

ID: 916

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	特定施設に係る騒音防止方法の改善命令		
法令名 根拠条項	騒音規制法 第12条第2項		
法令番号	昭和43年法律第98号		
【基準】 法第12条の規定による。 (改善勧告及び改善命令) 第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日